

## 犯罪被害者等支援制度を拡充しました！

### 外出付き添い支援・家事援助等の日常生活支援

町では、犯罪被害者等が受けた被害の軽減や回復を図り、町民の皆さんが安全・安心に暮らすことができる地域社会を実現するため、4月から「外出付き添い支援・家事援助等の日常生活支援」を無料で行います。

#### 日常生活支援

犯罪被害により、家事等が困難になった被害者等のご自宅に、家事等を援助するボランティアを派遣します。

- ▶対象者／犯罪被害に遭われた町民およびその家族・遺族(町民)  
※一定の要件があります。
- ▶支援時間数／同一世帯につき30時間まで
- ▶支援内容／通院や買い物など外出の付き添い(片道30分(20km)程度の距離)、食事の支度、衣類の洗濯等  
※日常生活支援は、寄居町社会福祉協議会の「よりいふれあいサービス事業」のご利用になります。  
※制度の利用に当たっては、利用者の立ち合いが必要です。

▶申請方法／申請書に必要書類を添えて人権推進課へ提出してください。詳しくは、お問い合わせいただく町公式ホームページをご覧ください。

#### 総合的対応窓口を設置しています！

町では、犯罪被害者やその家族等の皆さんが、不安に感じていること、直面している問題等について、必要な情報の提供および助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行います。詳しくは、人権推進課へご相談ください。

☎ 人権推進課(☎581・2121内線411)

#### お知らせ

策定しました！  
寄居町国土強靱化地域計画

町では、町民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、町民の財産および公共施設の被害をできる限り軽減することで、迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を備え、町民の安全・安心を守るため、寄居町国土強靱化地域計画を策定しました。

**国 土  
強 靱 化**  
強く、しなやかに！

本計画は『強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法』第13条に基づき策定する基本的な計画として、埼玉県地域強靱化計画との調和を保つとともに、第6次寄居町総合振興計画や寄居町地域防災計画等とも整合・調和を図り、町における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となります。詳細は、町公式ホームページをご覧ください。

☎ 自治防災課(☎581・2121内線371・372)

#### お知らせ

各手当額のお知らせ

4月からの児童扶養手当等の各手当額(月額)は、表のとおりです。

手当名		月額
①児童扶養手当	本体額	全額支給 43,070円
		一部支給 43,060円～10,160円
	第2子加算額	全額支給 10,170円
		一部支給 10,160円～5,090円
	第3子以降加算額	全額支給 6,100円
		一部支給 6,090円～3,050円
②特別児童扶養手当	1級 52,400円	
	2級 34,900円	
③障害児福祉手当		14,850円
④特別障害者手当		27,300円
⑤経過福祉手当		14,850円

☎ ①、②子育て支援課(☎581・2121内線204)

☎ ③～⑤福祉課(☎581・2121内線121)

## 7月31日(日)は寄居町長選挙の投票日です！

任期満了に伴う寄居町長選挙が、7月26日(火)に告示され、7月31日(日)に投票が行われます。選挙は、私たちの暮らしに密接したとても重要なものです。貴重な一票を大切にしましょう。

#### 主な日程

- ▶選挙期日の告示日／7月26日(火)
- ▶選挙期日／7月31日(日)
- ▶投票時間／午前7時～午後8時
- ▶開票日時／7月31日(日)午後9時～
- ▶開票場所／総合体育館・アタゴ記念館

#### 期日前投票

- ▶期間・時間  
7月27日(水)～30日(土)午前8時30分～午後8時
- ▶場所／役場1階ロビー

#### 投票できる方

日本国民で、  
①平成16年8月1日までに生まれた方  
②令和4年4月25日までに寄居町に転入の届出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方  
※①と②の要件を満たす方は、町の選挙人名簿に登録され、投票することができます。なお、町長選挙では、選挙人名簿に登録されていても、町外へ転出された方は投票できません。

#### 立候補予定者説明会を開催します！

選挙管理委員会では、立候補予定者を対象とした「立候補予定者説明会」を開催します。この説明会では、候補者届出書など立候補するために必要な書類の記載方法や選挙運動に関する事項を説明します。立候補を予定している方(代理の方でも可)は出席してください。

- ▶日時／6月20日(月)午後1時30分～
- ▶場所／役場6階会議室
- ▶備考／1候補予定者につき2人以内での出席をお願いします。



☎ 選挙管理委員会(☎581・2121内線181・182)



#### 令和4年度 所得証明書等の発行開始日

令和4年度の所得証明等の発行開始日は表のとおりです。町・県民税の納税方法により、開始日が異なりますのでご注意ください。

町・県民税の納税方法	発行開始日
給与からの天引きのみで納めている方	5月12日(木)
納付書または口座振替で納めている方	6月13日(月)
公的年金からの天引きで納めている方	
上記のうち、2つ以上の方法で納めている方	

※勤務先から給与支払報告書が提出されていない、町・県民税申告書が提出されていないなど、令和3年1月から令和3年12月中の収入等を申告していない場合は、証明書が発行できないことがありますので、申請前にご確認ください。

※コンビニエンスストアでの交付は、いずれも6月13日(月)からです。

※申告期限延長に伴い、3月16日以降に申告された方は、上記の日付より発行が遅れる場合があります。

#### ▶申請に必要なもの

- 公的機関が発行する申請者の身分証明書(個人番号カードや運転免許証等)
- 手数料(1通200円)
- 本人または住民票上同世帯の親族の方以外が申請する場合には委任状・代理人選任届(様式は町公式ホームページから取得できます)

☎ 税務課(☎581・2121内線151・152)

#### 町税口座振替のご案内 ～安心・便利・確実です！～

町税の納付には、便利で安心確実な口座振替をぜひご利用ください。納期ごとに金融機関等に出向いて払い込む必要がなく、納期限の日に口座から自動的に税金が納められます。新規に申し込みの場合、申し込み月の翌月末納期から口座振替ができます。

- ▶取扱いできる金融機関・申し込み先  
埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉縣信用金庫・熊谷商工信用組合・ふかや農業協同組合・ゆうちょ銀行の各本支店

#### ▶申し込み方法

預金(貯金)通帳、お届けの印鑑をお持ちのうえ、町内金融機関に備え付けてある口座振替依頼書(自動払込利用申込書)でお申し込みください。